

約 款

スマート共済 生活保障保険

生活保障保険 普通保険約款

目 次

第 1 条	用語の定義	第 21 条	解約
第 2 条	総則	第 22 条	解約返戻金
第 3 条	責任開始日	第 23 条	保険契約の消滅
第 4 条	保険証券	第 24 条	保険金額等の変更
第 5 条	保険期間および保険料払込期間	第 25 条	保険契約の更新
第 6 条	保険金等の支払	第 26 条	死亡保険金受取人の指定
第 7 条	地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例	第 27 条	通知による死亡保険金受取人の指定または変更等
第 8 条	保険金の請求手続き	第 28 条	遺言による死亡保険金受取人の変更
第 9 条	保険金等の支払いの場所と時期	第 29 条	死亡保険金受取人の死亡
第 10 条	保険料の払込	第 30 条	保険契約者の変更
第 11 条	保険料払込方法(経路)	第 31 条	保険契約者の住所変更
第 12 条	猶予期間および保険契約の失効	第 32 条	年齢の計算
第 13 条	猶予期間中に保険事故が発生した場合	第 33 条	契約年齢および性別の誤りの処理
第 14 条	保険契約の復活	第 34 条	契約者配当
第 15 条	告知義務	第 35 条	時効
第 16 条	告知義務違反による解除	第 36 条	保険期間中の契約条件の見直し
第 17 条	告知義務違反による解除ができない場合	第 37 条	想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減支払
第 18 条	重大事由による解除	第 38 条	管轄裁判所
第 19 条	詐欺による取消	【別表 1	(請求書類等)】
第 20 条	不法取得目的による無効		

生活保障保険 特約

- ・入院保障特約（限定告知型）
- ・手術保障特約（限定告知型）
- ・先進医療保障特約（限定告知型）
- ・死亡特約（限定告知型）
- ・口座振替特約
- ・クレジットカード扱特約
- ・インターネットによる保険契約申込みに関する特約
- ・情報端末による保険契約申込みに関する特約
- ・保険金直接支払特約
- ・団体集金特約



プラス 少額短期保険
Plus Small Amounts and Short Term Insurance

生活保障保険 普通保険約款

第1条 用語の定義

この普通保険約款において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用 語	定 義
保険金等	特約条項に定める支払事由に該当した場合に支払われる保険金、給付金などの給付のことをいいます。
特約保険料	この保険契約に付加される特約ごとの保険料のことをいいます。
保険料	この保険契約の保険料をいい、特約保険料の合計額とします。

第2条 総則

この普通保険約款は、この保険契約の保険約款の一部を構成するものであり、特約条項とあわせてこの保険契約の保険約款とします。

- この普通保険約款の規定は、特約条項に特に規定のない限り、特約にも適用されるものとします。
- この保険契約の締結にあたっては、当社の定める特約を 1つ以上付加することを要します。

第3条(責任開始日)

当社は、保険契約の申込の受付を毎月15日(以下「申込締切日」といいます。)に締め切ります。申込締切日までに当社が承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負います。

- 初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日とします。
- 契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 当社が保険契約の申込を承諾した場合には、次条に定める事項を記載した保険証券を保険契約者に交付し、これをもって承諾の通知とします。
- 保険契約は、当社が前項の承諾の通知を発した時に成立するものとします。

第4条(保険証券)

前条第4項に規定する保険証券には、次の各号の事項を記載します。

- 保険契約の種類および保険証券番号
- 契約日ならびに保険期間の始期および終期
- 保険料およびその支払方法
- 保険金等の支払い事由
- 保険金額等およびその支払方法
- 被保険者の氏名、契約時の年齢および性別
- 保険契約者の氏名または商号等
- 保険金等の受取人を定めたときは、その氏名または商号等
- 特約の種類および保険金額等
- 保険証券の作成地、作成年月日、当社名および代表取締役の氏名

第5条(保険期間および保険料払込期間)

保険期間は、契約日から起算して1年間とします。

- 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

第6条(保険金等の支払)

当社は、特約条項に定める保険金等の支払事由が発生したとき(注)、普通保険約款および特約条項の規定により保険金等を支払います。

(注) 特約条項に定める保険金等の支払いの免責事由に該当したときを除きます。

第7条(地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例)

被保険者が、地震、噴火、津波、戦争その他の変乱によって特約条項に定める支払事由が発生した場合に、それによって支払事由が発生した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に重大な影響を及ぼすと認められるときは、当社は、その程度に応じ、保険金を削減して支払うかまたは保険金を支払わないことがあります。

- 保険金等を削減して支払うときは、当社は保険金等の受取人に通知します。

第8条(保険金の請求手続き)

保険契約者または保険金等の受取人は、特約条項に定める保険金等の支払事由が生じたことを知ったときは、遅滞なく当社に連絡してください。

- 保険金等の受取人は、特約条項に定める保険金等の支払事由が生じたときは、当社所定の書類(別表1)を提出して、保険金等を請求してください。
- 第1号に定める対象給付等の請求にあたって、対象給付等の受取人が対象給付等を請求できない第2号に定める特別な事情があると当社が認めるときは、第4項の規定により指定された指定代理請求人が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、対象給付等の受取人の代理人として対象給付等を請求することができます。

号	対象給付等	特約条項に定める保険金等のうち、次に定めるもの
(1)	対象給付等	(ア) 被保険者が受取人として定められている保険金等(注1) (イ) 本号で対象とする保険金等を支払う場合に、その保険金等の受取人および保険契約者が受け取るべきもの
(2)	特別な事情	(ア) 対象給付等の請求を行なう意思表示が困難である場合 (イ) 傷病名や余命についての告知を受けていない場合 (ウ) その他(ア)、(イ)に準じる場合

- 保険契約者は、被保険者の同意を得て、当社の定める書類を提出して、指定代理請求人を指定し変更することができます。指定代理請求人は、対象給付等の請求時において、第1号に定めるいずれかの者であることを要します。ただし、第2号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。

号	
(1)	(ア) 被保険者の戸籍上の配偶者 (イ) 被保険者の直系血族 (ウ) 被保険者の兄弟姉妹 (エ) 被保険者の3親等内の親族 (オ) 次のいずれかの者。ただし、当社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、対象給付等の受取人のために対象給付等を請求する適切な関係があると当社が認めた者に限ります。 a. (ア)から(エ)までの者以外の者(注2)で、被保険者と同居している者 b. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者(会社、官公署等の団体(注3)を除く)
(2)	(ア) 未成年者 (イ) 成年被後見人 (ウ) 破産者で復権を得ない者 (エ) 対象給付等の支払事由または払込免除事由を故意に生じさせた者 (オ) 対象給付等の受取人がその対象給付等を請求できない特別な事情を故意に招いた者

- 第3項に基づき対象給付等の請求があった場合には、当社は対象給付等の受取人の代理人である指定代理請求人に対し、対象給付等を支払うことができます。
- 第3項の請求に基づき、当社が指定代理請求人に対対象給付等を支払った場合には、その後重複して対象給付等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

(注1) 次の保険金等は含まれません。
(ア) 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受取人となる保険金等
(イ) 保険契約者によって被保険者が受取人として指定されている保険金等

(注2) 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。

(注3)団体の代表者を含みます。

第9条(保険金等の支払いの場所と時期)

保険金等は、第8条第2項および第3項に定める請求書類が当社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当社の指定した場所で支払います。この請求書類が当社に到達した日を、当社が請求を受けた日とします(以下「請求日」といいます。)

2. 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金等の請求時まで(以下「請求期間」といいます)に当社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(注1)を行ないます。この場合には、第1項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項
(1)	特約条項に定める保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の支払事由発生の有無
(2)	特約条項に定める保険金等の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金等の支払事由が発生した原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
(4)	この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	次の(ア)～(エ)の事項 (ア) 第2号および第3号に定める事項 (イ) 第18条(重大事由による解除)第1項第4号アからオまでに該当する事実の有無 (ウ) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人の保険契約締結の目的に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実 (エ) 保険金等の受取人の保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金等の請求時までにおける事実

3. 第2項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第1項および第2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数(注2)を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項	日数
(1)	第2項第2号から第4号に定める事項	弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2)	第2項第1号、第2号または第4号に定める事項	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3)	第2項第1号、第2号または第4号に定める事項	保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第2項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4)	第2項各号に定める事項	日本国外における調査	180日

4. 第2項および第3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約

者、被保険者または保険金等の受取人(注3)が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(注4)は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。

5. 第2項または第3項の確認を行なう場合には、当社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
6. 第1項から第3項に定める期日をこえて保険金を支払う場合は、当社は、その期日の翌日から当社所定の利率で計算した遅延利息を保険金の受取人に支払います。ただし、第4項の定めにより生じた確認が遅延した期間については、当社は、遅滞の責任を負いません。

(注1)当社の指定した医師による診断および当社指定の検査を含みます。

(注2)第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

(注3)指定代理請求人が代理人として対象給付等を請求する場合には、その指定代理請求人を含みます。

(注4)当社の指定した医師による必要な診断および当社指定の検査に応じなかったときを含みます。

第10条(保険料の払込)

保険料払込期間中、毎回第11条(保険料払込方法(経路))第1項に定める保険料払込方法(経路)に従い、保険料を次の期間(以下「払込期間」といいます。)内に払い込んでください。

- (1) 月払契約の払込期月
(ア) 第1回保険料
責任開始日の属する月の初日から末日まで
(イ) 第2回目以後の保険料
責任開始日の月単位の応当日の属する月の初日から末日まで
- (2) 年払契約の払込期月
責任開始日の属する月の初日から末日まで

2. 前項で払い込むべき保険料(第1回保険料を含みます。)は、それぞれの払込期月の契約応当日(第1回保険料の場合は契約日)からその次の払込期月の契約応当日の前日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。ただし、前項第2号で払い込むべき保険料は、契約日から契約終了日までの期間(以下、「保険料期間」といいます。)に対応する保険料とします。
3. 年払契約の場合で、既に払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、特約条項に定めるところにより保険契約が消滅した場合には、当社は、消滅日後、最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数(月単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間を1か月として計算します。)に対応する解約返戻金額を保険契約者または保険金等の受取人に支払います。
4. 月払契約の場合で、既に払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、特約条項に定めるところにより保険契約が消滅した場合であっても、当社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
5. 第1項の保険料が払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅した場合には、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
6. 第1項の保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約応当日以後末日までに保険金等の支払事由が生じたときは、当社は、保険金等の受取人に通知のうえ、未払込保険料を保険金等から差し引きます。
7. 保険契約者は、保険契約の更新時のみ、月払または年払の保険料払込方法(回数)を変更することができます。
8. 保険契約者が前項の変更を請求するときは、当社所定の書類(別表1)を当社に提出してください。

第11条(保険料払込方法(経路))

保険契約者は、次の各号のいずれかの保険料払込方法(経路)を選択することができます。ただし、第3号に定める払込方法(経路)は、当社が特に必要と認めた場合に限りま。

- (1) 当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
(2) 当社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
(3) 金融機関等の当社が指定した口座に送金することにより払い込む方法
2. 保険契約者は、当社の承諾を得て、前項各号の保険料の払込方法(経路)を変更することができます。

第12条(猶予期間および保険契約の失効)

保険料の払込については、払込期月の翌月初日から末日までの

- 猶予期間があります。
2. 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

第13条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)

- 猶予期間中に保険金等を支払うべき事由が生じたときには、当社は、その時まですでに到来している保険料期間の未払込保険料を当社が支払うべき保険金等から差し引きます。
2. 前項の支払うべき保険金等が前項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当社は、保険金等を支払いません。

第14条(保険契約の復活)

失効した保険契約の復活は、取扱いません。

第15条(告知義務)

保険契約者または被保険者は、当社が保険契約の締結または特約の付加の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、その書面により告知してください。

第16条(告知義務違反による解除)

- 保険契約者または被保険者が、前条の告知の際に、当社が求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 当社は、特約条項に定める保険金等の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、保険金等を支払いません。なお、すでに保険金等を支払っていたときは、保険金等の返還を請求することができます。
3. 保険金等の支払事由の発生が、保険契約解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が証明したときは、保険金等を支払います。
4. 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金等の受取人に通知します。
5. 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当社は、第13条に定める解約返戻金があるときはこれを保険契約者に支払います。

第17条(告知義務違反による解除ができない場合)

当社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約を解除することができません。

- (1) 保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を、当社が知っていたか、または過失のため知らなかったとき
- (2) 当社の少額短期保険契約の締結の代理または媒介を委託した少額短期保険募集人(以下、本条において「保険募集人」といいます。)(が、保険契約者または被保険者が第15条の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険募集人が、保険契約者または被保険者に対して、第15条の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 解除の原因となる事実を、当社が知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき
- (5) 保険契約が、責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に特約条項の支払事由が発生し、かつ解除の原因となる事実があるときを除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合に、各号に規定する保険募集人の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が第15条(告知義務)の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、前項第2号および第3号の規定は適用しません。

第18条(重大事由による解除)

当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約または特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者が、この保険契約の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)(をした場合
- (2) 被保険者または保険金等の受取人が、この保険契約の保険金等を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事

故招致(未遂を含みます。)(をした場合

- (3) この保険契約の保険金等の請求に関し、保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)(があった場合
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
- (ア) 反社会的勢力(注)に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
- (ウ) 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること
- (エ) 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (オ) その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 前号のほか、当社の保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前号と同等の重大な事由がある場合
- (注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
2. 当社は、特約条項に定める保険金等の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、次のとおり取り扱います。
- (1) 前項に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による保険金等を支払いません。また、すでにその支払事由により保険金等を支払っていたときは、当社は、その返還を請求します。
- (2) 当社は、その支払事由により、すでに保険金等を支払っていたときでもその返還を請求することができます。
3. 本条の規定によって保険契約または特約を解除したときは、当社は、第22条に定める解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。ただし、第1項第1号に該当するときは支払いません。

第19条(詐欺による取消)

保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫により保険契約または特約を締結したときは、当社は、保険契約または特約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第20条(不法取得目的による無効)

保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結または特約を付加したときは、その保険契約または特約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第21条(解約)

保険契約者は、将来に向かって保険契約または特約を解約することができます。

2. 保険契約者が前項の請求をするときは、当社所定の書類(別表1)を当社に提出してください。

第22条(解約返戻金)

この保険契約の解約返戻金は、特約ごとに、特約条項に定めるところにより計算されます。

第23条 保険契約の消滅

保険金等の支払事由を定めている特約がすべて消滅したとき、この保険契約は消滅します。

第24条(保険金額等の変更)

保険期間中の保険金額等の増減額は取り扱いません。

第25条(保険契約の更新)

この保険契約の保険期間が満了する場合、当社は、保険期間満了日の2か月前までに更新後の契約内容等を保険契約者に通知し、保険契約者が、保険期間満了日の2週間前までに保険契約を継続しない旨を通知しない限り、保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当社の定める範囲をこえる場合には、更新できません。

2. 更新後の保険契約の保険金額等は、保険期間満了日の保険金額等を限度とします。
3. 更新後の保険契約の保険期間は、更新前の保険契約の保険期間と同じとします。

- 更新された保険契約の保険料は、更新時の被保険者の年齢によって計算します。
- 保険契約者は、更新後の保険契約の第1回保険料を、更新日(年単位の契約応当日)の属する月の末日までに、当社に払い込んでください。この場合、第12条(猶予期間および保険契約の失効)第1項および第13条(猶予期間中に保険事故が発生した場合)の規定を準用します。
- 本条の規定によってこの保険契約が更新された場合には、次の各号のとおり取扱います。
 - 第6条(保険金の支払)および第17条(告知義務違反による解除ができない場合)の規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間を継続した保険期間とみなします。
 - 更新後の保険契約には、更新時の普通保険約款および保険料率を適用します。
- 前項までの規定にかかわらず、当社は事後検証の結果、この保険の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料または保険金額の見直しを行うことがあります。また、更新時に、当社がこの保険契約の締結を取扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。保険契約の更新を取扱わないときは、当社は、保険契約の保険期間満了日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

第26条(死亡保険金受取人の指定)

被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約が付加されている場合、保険契約者は、被保険者の同意を得たうえで、保険金受取人を1人の者に指定してください。

第27条(通知による死亡保険金受取人の指定または変更等)

被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約が付加されている場合、保険契約者は、被保険者が死亡するまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、特約ごとに死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 保険契約者が第1項の通知をする場合には、当社所定の書類^(別表1)を当社に提出してください。
- 第1項の通知が当社に到達する前に、変更前の死亡保険金受取人に保険金等を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から保険金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。

第28条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

前条に規定するほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。ただし、特約ごとに死亡保険金受取人を変更することはできません。

- 第1項の保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、効力は生じません。
- 第1項および第2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知しなければ、これを当社に対抗することができません。
- 保険契約者の相続人が第3項の通知をするときは、当社所定の書類(別表1)を当社に提出してください。

第29条(死亡保険金受取人の死亡)

被保険者が死亡したときに保険金等を支払うことを規定している特約が付加されている場合、被保険者が死亡する以前に死亡保険金受取人が死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。

- 第1項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 第1項および第2項の規定により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第30条(保険契約者の変更)

保険契約者は、被保険者および当社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。

- 保険契約者が本条の変更を請求するときは、当社所定の書類^(別表1)を、当社に提出してください。

第31条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が、住所(通信先を含みます。)を変更したときは、すみやかに当社の本社または当社の指定した場所に通知してく

ださい。

- 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、当社の知った最終の住所宛に発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第32条(年齢の計算)

被保険者の契約日における契約年齢は、満年齢で計算します。

- 被保険者の契約後の年齢は、前項の契約年齢に更新日(年単位の契約応当日)ごとに1歳を加えて計算します。

第33条(契約年齢および性別の誤りの処理)

保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合、契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、当社の定める範囲外であったとき、当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻し、その他のときは当社の定める方法に従い、実際の年齢に基づいて契約年齢または保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

- 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を変更し、過去の保険料の差額を精算します。

第34条(契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

第35条(時効)

保険金、解約返戻金その他の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間これを行行使しないときは、時効により消滅します。

第36条(保険期間中の契約条件の見直し)

保険金の支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当社は、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または保険金の減額(「契約条件の見直し」といいます。)を行うことがあります。

- 契約条件の見直しを行うときは、当社は、変更後の契約条件およびその他必要な事項を保険契約者に通知します。

第37条(想定外の事象発生による保険期間中の保険金の削減支払)

保険金等の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めるところにより、当社は、保険金等を削減して支払うことがあります。

- 保険金等を削減して支払うときは、当社は保険金等の受取人に通知します。

第38条(管轄裁判所)

この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または保険金の受取人(保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者。)の住所地を管轄する地方裁判所(本庁とします。)をもって、合意による管轄裁判所とします。

【別表1(請求書類等)】

項 目	条 文	必要書類
保険金	第8条	・当社所定の保険金等請求書 ・支払方法確認書 ・医師の死亡診断書または死体検案書 ・被保険者の住民票(除票) ・保険金等の受取人の本人確認書類
保険料払込方法(回数)の変更	第10条	・当社所定の変更届
解約	第21条	・当社所定の請求書
死亡保険金受取人の指定または変更	第27条 第28条	・当社所定の変更届
保険契約者の変更	第30条	・当社所定の変更届 ・本人確認書類

※当社は、必要に応じて一部の書類の提出について省略を認めること、または上記以外の書類の提出を求めることがあります。

入院保障特約(限定告知型)

第1条(特約の付加および保障の開始)

この特約は、保険契約者の申出によって生活保障保険契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。

- 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、生活保障保険普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(入院給付金の支払)

当社は次のとおりこの特約の入院給付金を支払います。

名 称	入院給付金
支払事由 (入院給付金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当する入院(別表2)をした場合 (1)責任開始日以後に生じた不慮の事故(別表3)による傷害を直接の原因とした入院(ただし、事故の日を含めて180日以内に開始した入院であることを要します。) (2)責任開始日以後に生じた疾病(異常分娩(別表4)を含みます。)を直接の原因とした入院 (3)前2号は、治療を目的とした入院(※1)であり、病院または診療所(別表5)への入院日数が2日以上であることを要します。
支払額	1回の入院につき、 入院給付金日額 × 入院日数 ただし、1回の入院については、入院日数30日を限度とします。 なお、1保険期間における入院給付金の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者
免責事由 (入院給付金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1)保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2)被保険者の犯罪行為 (3)被保険者の薬物依存(※2) (4)被保険者の精神障害(※2)の状態を原因とする事故 (5)被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6)被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7)被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8)頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

(※1)「治療を目的とした入院」には、美容上の処置による入院、正常分娩、病気を原因としない不妊手術、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。

(※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

- 被保険者が支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の原因となった不慮の事故が同一であるときは、1回の入院とみなし、前項の規定を適用します。
- 被保険者が支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、そ

れぞれの入院の原因となった疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると医師が診断し、当社が認めたときは、1回の入院とみなして第1項の規定を適用します。

- 前2項に該当する場合でも、支払事由に該当する最終の入院の退院日の翌日から起算して180日を経過して開始した入院については、新たな入院として第1項の規定を適用します。
- 被保険者が支払事由に該当する入院中において、他の傷病で支払事由が生じた場合には、それぞれの治療を開始した日から新たな入院とみなして取り扱います。ただし、被保険者が、疾病を原因とする入院を開始したときに異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして取り扱います。
- 被保険者が支払事由に該当する入院中において、他の傷病で支払事由が生じた場合には、当社は、入院一時金を重複しては支払いません。

第3条(入院給付金の支払いに関する補則)

初年度の責任開始日から起算して6か月以内(以下「支払削減期間」といいます。)の入院による入院給付金の支払金額は、不慮の事故による傷害を直接の原因とした入院(ただし、事故の日を含めて180日以内に開始した入院であることを要します。)を除き、前条の規定にかかわらず、前条第1項に定める支払金額(以下「支払うべき保険金額」といいます。)の50%相当額とします。

- 入院給付金の支払事由に該当する入院をし、その入院中に支払削減期間が満了した場合には、支払削減期間中の入院給付金額は、支払うべき保険金額の50%相当額とし、支払削減期間の満了日の翌日以降の入院給付金額は、支払うべき保険金額とします。

第4条(入院給付金支払限度額に達した場合の取扱)

入院給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。

- 入院給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第7条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払します。

第5条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第6条 特約の消滅

被保険者が死亡した場合、その死亡した時からこの特約は消滅します。

第7条(特約の解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

- 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第8条(他の特約を付加した場合の特則)

保険契約にこの特約以外に以下の特約を付加した場合は、下表のとおり読み替えて適用します。

- 手術保障特約(限定告知型)
- 先進医療保障特約(限定告知型)

箇 所	読み替え前	読み替え後
第2条 第1項	なお、1保険期間における入院給付金の支払金額は、80万円を限度とします。	なお、1保険期間における保険金等の支払金額は、付加された特約に基づく保険金等と合算して80万円を限度とします。

第4条	入院給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 入院給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第7条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払します。	保険金額等の支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 保険金額等の支払限度額に達した日を消滅日として、第7条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払します。
-----	---	---

第9条 普通保険約款の規定の適用

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

【別表2(入院)】

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下、同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所(別表5)以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所(別表5)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【別表3(不慮の事故)】

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外します。

表1. 急激・偶発・外来の定義

用 語	定 義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。 (疾病や疾病に起因するもの等の身体の内部に原因があるものは該当しません。)

備考：急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落、不慮の転倒 ・不慮の溺水	次のような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・継続的な騒音、継続的な振動 ・処刑

表2. 除外する事故

項 目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病、熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	次の症状の原因となった事故 ①洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ②外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 ③細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

【別表4(異常分娩)】

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81～O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

【別表5 (病院または診療所)】

- 「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとしてします。
- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

【別表6 (精神障害)】

分類項目	基本分類コード*
症状性を含む器質性精神障害	F00－F09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F10－F19
アルコール使用〈飲酒〉による精神および行動の障害	F10
アヘン類使用による精神および行動の障害	F11
大麻類使用による精神および行動の障害	F12
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	F13
コカイン使用による精神および行動の障害	F14
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	F15
幻覚薬使用による精神および行動の障害	F16
タバコ使用〈喫煙〉による精神および行動の障害	F17
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	F18
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	F19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20－F29
気分〔感情〕障害	F30－F39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40－F48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F50－F59
成人の人格および行動の障害	F60－F69
知的障害〈精神遅滞〉	F70－F79
心理的発達の障害	F80－F89
小児〈児童〉期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F90－F98
詳細不明の精神障害	F99

手術保障特約(限定告知型)

第1条(特約の付加および保障の開始)

- この特約は、保険契約者の申出によって生活保障保険契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。
2. 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、生活保障保険普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。))に定める責任開始日に開始します。

第2条(手術給付金の支払)

当社は次のとおりこの特約の手術給付金を支払います。

名 称	手術給付金
支払事由 (手術給付金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けた場合 (1) 責任開始日以後に生じた不慮の事故(別表3)による傷害または、疾病(異常分娩(別表4)を含みます。)を直接の原因としてその治療を目的とした手術であること (2) 病院または診療所(別表5)における手術であること (3) 公的医療保険制度(別表7)における診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。))に、手術料の算定対象として列挙されている手術であること

支払額	手術1回につき手術給付金額
受取人	被保険者
免責事由 (手術給付金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存(※) (4) 被保険者の精神障害(※)の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

(※) 「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日 総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コード

ドF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

- 手術給付金の支払いは、施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
- 診療報酬点数表に基づき、一連の治療過程に複数回の手術を受けた場合に手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術については、第1回目の手術のみを受けたものとします。

第3条(手術給付金の支払いに関する補則)

初年度の責任開始日から起算して6か月以内(以下「支払削減期間」といいます。)の手術による手術給付金の支払金額は、不慮の事故による傷害を直接の原因とした手術を除き、前条の規定にかかわらず、前条第1項に定める支払金額(以下「支払うべき保険金額」といいます。)の50%相当額とします。

第4条(手術給付金支払限度額に達した場合の取扱)

手術給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。

- 手術給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第7条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払します。

第5条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第6条 特約の消滅

被保険者が死亡した場合、その死亡した時からこの特約は消滅します。

第7条(特約の解約返戻金)

保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。

- 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第8条(他の特約を付加した場合の特則)

保険契約にこの特約以外に以下の特約を付加した場合は、下表のとおり読み替えて適用します。

- ・入院保障特約(限定告知型)
- ・先進医療保障特約(限定告知型)

箇 所	読み替え前	読み替え後
第2条 第1項	なお、1保険期間における手術給付金の支払金額は、80万円を限度とします。	なお、1保険期間における保険金等の支払金額は、付加された特約に基づく保険金等と合算して80万円を限度とします。
第4条	手術給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 手術給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第7条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払します。	保険金額等の支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 保険金額等の支払限度額に達した日を消滅日として、第7条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払します。

第9条 普通保険約款の規定の適用

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

【別表2(入院)】

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下、同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所(別表5)以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所(別表5)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【別表3(不慮の事故)】

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するかどうかにかかわらず除外します。

表1. 急激・偶発・外来の定義

用 語	定 義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外から作用することをいいます。(疾病や疾病に起因するもの等の身体の内側に原因があるものは該当しません。)

備考：急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落、不慮の転倒 ・不慮の溺水	次のような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・継続的な騒音、継続的な振動 ・処刑

表2. 除外する事故

項 目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息

4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病、熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	次の症状の原因となった事故 ①洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ②外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 ③細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

【別表4(異常分娩)】

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿および高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O81～O84
主として産じょく<褥>に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

【別表5(病院または診療所)】

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

【別表6(精神障害)】

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00～F09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F10～F19
アルコール使用<飲酒>による精神および行動の障害	F10
アヘン類使用による精神および行動の障害	F11
大麻類使用による精神および行動の障害	F12
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	F13
コカイン使用による精神および行動の障害	F14
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	F15
幻覚薬使用による精神および行動の障害	F16
タバコ使用<喫煙>による精神および行動の障害	F17
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	F18
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	F19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20～F29
気分[感情]障害	F30～F39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40～F48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F50～F59
成人の人格および行動の障害	F60～F69
知的障害<精神遅滞>	F70～F79
心理的発達の障害	F80～F89
小児<児童>期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F90～F98
詳細不明の精神障害	F99

【別表7(公的医療保険制度)】

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

先進医療保障特約(限定告知型)

第1条(特約の付加および保障の開始)

- この特約は、保険契約者の申出によって生活保障保険契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。
2. 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、生活保障保険普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

第2条(先進医療給付金の支払)

当社は次のとおりこの特約の先進医療給付金を支払います。

名 称	先進医療給付金
支払事由 (先進医療給付金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故(別表3)による傷害または、疾病(異常分娩(別表4)を含みます。)を直接の原因としてその治療を目的とした先進医療(別表8)による療養を受けた時
支払額	先進医療の技術に関わる費用と同額(※1)ただし、先進医療給付金額を限度とします。 なお、1保険期間における先進医療給付金の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者
免責事由 (先進医療給付金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存(※2) (4) 被保険者の精神障害(※2)の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(※1)「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含まれません。

- ・ 公的医療保険制度(別表7)の法律に基づき保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
- ・ 先進医療以外の評価療養のための費用
- ・ 選定療養のための費用
- ・ 食事療養のための費用
- ・ 生活療養のための費用

(※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

【別表2(入院)】

「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下、同じ。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所(別表5)以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所(別表5)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

【別表3(不慮の事故)】

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします(急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。)。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外します。

表1. 急激・偶発・外来の定義

用 語	定 義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)

第3条(先進医療給付金の支払いに関する補則)

初年度の責任開始日から起算して6か月以内(以下「支払削減期間」といいます。)の療養に対する先進医療給付金の支払金額は、前条の規定にかかわらず、前条第1項に定める支払金額(以下「支払うべき保険金額」といいます。)の50%相当額とします。

第4条(先進医療給付金支払限度額に達した場合の取扱)

- 先進医療給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。
2. 先進医療給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第7条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第5条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第6条 特約の消滅

被保険者が死亡した場合、その死亡した時からこの特約は消滅します。

第7条(特約の解約返戻金)

- 保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。
2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第8条(他の特約を付加した場合の特則)

保険契約にこの特約以外に以下の特約を付加した場合は、下表のとおり読み替えて適用します。

- ・ 入院保障特約(限定告知型)
- ・ 手術保障特約(限定告知型)

箇 所	読み替え前	読み替え後
第2条 第1項	なお、1保険期間における先進医療給付金の支払金額は、80万円を限度とします。	なお、1保険期間における保険金等の支払金額は、付加された特約に基づく保険金等と合算して80万円を限度とします。
第4条	先進医療給付金支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 先進医療給付金支払限度額に達した日を消滅日として、第7条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。	保険金額等の支払限度額に達した場合、その達した時からこの特約は消滅します。 2. 保険金額等の支払限度額に達した日を消滅日として、第7条(特約の解約返戻金)の規定により解約返戻金を支払います。

第9条 普通保険約款の規定の適用

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (疾病や疾病に起因するもの等の身体の内部に原因があるものは該当しません。)

備考：急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落、不慮の転倒 ・不慮の溺水	次のような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・継続的な騒音、継続的な振動 ・処刑

表2. 除外する事故

項 目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故(熱中症(日射病、熱射病)の原因となったものをいいます。)
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	次の症状の原因となった事故 ①洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 ②外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 ③細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

【別表4(異常分娩)】

「異常分娩」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく<褥>における浮腫、タンパク<蛋白>尿および高血圧性障害	010～016
主として妊娠に関連するその他の母体障害	020～029
胎児および羊膜腔に関連する母体ケア並びに予想される分娩の諸問題	030～048
分娩の合併症	060～075
分娩(単胎自然分娩(080)を除きます。)	081～084
主として産じょく<褥>に関連する合併症	085～092
その他の産科的病態、他に分類されないもの	094～099

【別表5(病院または診療所)】

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。)。ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

【別表6(精神障害)】

分類項目	基本分類コード
症状性を含む器質性精神障害	F00～F09
精神作用物質使用による精神および行動の障害	F10～F19
アルコール使用<飲酒>による精神および行動の障害	F10
アヘン類使用による精神および行動の障害	F11
大麻類使用による精神および行動の障害	F12
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	F13
コカイン使用による精神および行動の障害	F14
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	F15
幻覚薬使用による精神および行動の障害	F16
タバコ使用<喫煙>による精神および行動の障害	F17

揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	F18
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	F19
統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害	F20～F29
気分〔感情〕障害	F30～F39
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	F40～F48
生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群	F50～F59
成人の人格および行動の障害	F60～F69
知的障害〔精神遅滞〕	F70～F79
心理的発達障害	F80～F89
小児〔児童〕期および青年期に通常発症する行動および情緒の障害	F90～F98
詳細不明の精神障害	F99

【別表 7 (公的医療保険制度)】

「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

【別表 8 (先進医療)】

「先進医療」とは、公的医療保険制度(別表 7)の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療として行なわれるもの(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行なわれるものに限り、)をいいます。ただし、療養を受けた日現在、公的医療保険制度(別表 7)の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。

死亡特約(限定告知型)

第 1 条(特約の付加および保障の開始)

- この特約は、保険契約者の申出によって生活保障保険契約(以下、本条において「保険契約」といいます。)に付加します。
2. 当社がこの特約の付加を承諾した場合、この特約の保障は、生活保障保険普通保険約款(以下、「普通保険約款」といいます。)に定める責任開始日に開始します。

2. 被保険者の生死が不明な場合、法定死亡(失踪宣告、戸籍法上の認定死亡による除籍)、その他死亡したものと当社が認めたときは、保険金を支払います。
3. 死亡保険金が支払われた場合の特約の消滅日は、被保険者が死亡した日とします。

第 2 条(死亡保険金の支払)

当社は、次のとおり死亡保険金を支払います。

名 称	死亡保険金
支払事由 (保険金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に死亡したとき
保険金額	死亡保険金額 ただし、被保険者が責任開始日からその日を含めて 6 か月以内に死亡したときは、保険証券記載の死亡保険金額×50%とします。
受取人	死亡保険金受取人
免責事由 (保険金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1)責任開始期の属する日からその日を含めて 3 年以内の被保険者の自殺 (2)保険契約者の故意 (3)保険金受取人の故意

第 3 条(特約保険料の払込み)

この特約の特約保険料は、普通保険約款の規定により払い込まれるものとします。

第 4 条(特約の解約返戻金)

- 保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。
2. 保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1 か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

第 5 条 普通保険約款の規定の適用

この特約条項に別段の定めのない事項については、普通保険約款の規定によるものとします。

口座振替取扱特約

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、普通保険約款に定める保険料払込方法(経路)のうち口座振替扱の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。

2. 以下の各号の条件を満たした場合、この特約を適用します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座(以下、「指定口座」といいます。)が、当社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下、「提携金融機関」といいます。)の場合、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置されていること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座(当社が保険料の収納業務を委託している機関がある場合には、その委託機関の口座。以下、同じ。)へ保険料の口座振替を委託すること

第2条(保険料の払込)

保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、払込期月中の当社の定めた日(以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。)に、指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって当社に払い込まれるものとします。

2. 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、指定口座から保険料相当額が振替できる残高まであらかじめ預入しておくことを要します。
5. 当社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条(口座振替不能の場合の取扱)

振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。

2. 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうち、その到来した払込期月の時期の早いものにかかる保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行います。
3. 第1項および前項に定める保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、未払込保険料を、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第4条(諸変更)

保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出てください。

2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
4. 当社または提携金融機関の事情により、当社は、振替日を変更することがあります。この場合、当社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
5. 第1条(特約の適用)第2項に該当しなくなった場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

クレジットカード取扱特約

第1条(特約の適用)

この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、普通保険約款に定める保険料払込方法(経路)のうちクレジットカード扱の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用します。

2. この特約が適用できるクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定したクレジットカード発行会社(以下、「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約その他これに準じるもの(以下、「会員規約等」といいます。)にもとづき、カード会社より貸与されかつ使用を認められたものに限りです。
3. 当社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等(以下、「クレジットカードの有効性等」といいます。)の確認を行うものとします。

第2条(保険料の払込)

保険料は、普通保険約款の規定にかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等を確認し、カード会社に保険料を請求した時に、その払込があったものとします。

2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険契約者は、当社に対しその払込順序を指定できないものとします。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
4. 当社は、クレジットカードにより払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条(クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合等の取扱)

当社がクレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合には、保険契約者は、有効性等の確認ができなかったクレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。

2. 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) クレジットカードの有効性等の確認が行われた後に保険

契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っている場合には、保険契約者は、つぎの払込期月以降の保険料について有効性等の確認ができなかったクレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。

- (2) クレジットカードの有効性等の確認が行われた後に保険契約者がカード会社に対して保険料相当額を支払っていない場合には、前条(保険料の払込)第1項の規定にかかわらず、保険料の払込はなかったものとします。この場合、保険契約者は、その払込期月以降の保険料について有効性等の確認ができなかったクレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
3. 第1項または前項の場合、保険契約者は、有効性等の確認ができなかったクレジットカードから他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更するまでの間の未払込保険料を、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第4条(諸変更)

保険契約者は、クレジットカードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ当社に申し出てください。

2. 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込を停止する場合には、あらかじめ当社に申し出て他の保険料払込方法(経路)に変更してください。
3. カード会社がクレジットカードによる保険料の払込の取扱を停止した場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更するか、他の保険料払込方法(経路)に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、普通保険約款に定める猶予期間満了の日までに、当社の定める方法により、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

インターネットによる保険契約申込みに関する特約

第1条(特約の適用)

保険契約者(保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。)または被保険者が保険契約の申込の手続の際に、保険契約申込書または告知書の提出に代えて、第4条(電磁的方法)に定める電磁的方法(以下、「電磁的方法」といいます。)により、保険契約の申込があり、かつ、当社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

第2条(保険契約の申込に関する事項)

保険契約の締結の際、当社は、保険契約の申込に係る事項を電磁的方法により表示しますので、保険契約者は、電磁的方法により所要事項を入力するうえで当社に送信してください。

- 当社は、前項により保険契約者から送信された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとして取り扱います。この場合、当社は、所要事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により保険契約の申込を受け付けた旨を表示します。
- 保険契約の申込の際、被保険者は保険契約者本人であることを要します。

第3条(電磁的方法による告知)

主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)または特約の告知義務の規定にかかわらず、保険契約(特約を含みます。)の締結の際、当社所定の書面に代えて電磁的方法により当社が表示した告知に係る事項について、保険契約者または被保険者(以下、「保険契約者等」といいます。)は、電磁的方法により所要事項を入力するうえで当社に送信してください。

- 当社は、前項により保険契約者等から送信された所要事項の受信をもって、告知があったものとして取り扱います。この場合、当社は、所要事項の受信を確認したうえで、電磁的方法により告知を受け付けた旨を表示します。

第4条(電磁的方法)

電磁的方法とは、つぎに掲げる場合に応じて、それぞれに定める方法を指します。

- (1) 当社から保険契約者等に対して通知、表示または意思表示(以下、「通知等」といいます。)を行う場合

(ア) 当社の使用に係る電子計算機と保険契約者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録する方法

(イ) 当社の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子計算機に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法

(ウ) 保険契約者等ファイル(当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルを行います。以下同じとします。)に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

(エ) 当社の閲覧ファイル(当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルを行います。)に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法

- (2) 保険契約者等から当社に対して通知等を行う場合

(ア) 保険契約者等ファイルに、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法

(イ) 保険契約者等の使用に係る電子計算機の映像面に表示する手続にしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子計算機を用いて送信する方法

第5条(主契約等の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主契約および特約の規定を準用します。

情報端末による保険契約申込みに関する特約

第1条(特約の適用)

保険契約者(保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。)または被保険者が保険契約の申込の手続の際に、保険契約申込書または告知書の提出に代えて、当社の定める携帯端末等の情報処理機器(以下、「携帯端末」といいます。)を利用することにより、保険契約の申込があり、かつ、当社がこれを承諾した場合には、この特約を適用します。

第2条(保険契約の申込に関する事項)

保険契約の締結の際、当社は、保険契約の申込に係る事項を情報端末に表示しますので、保険契約者は、情報端末に表示された保険契約の申込画面に所要事項を入力するうえで当社に送信することによって、保険契約の申込をすることができるようになります。

第3条(情報端末の利用による告知)

主たる保険契約の普通保険約款(以下「主契約」といいます。)または特約の告知義務の規定にかかわらず、

保険契約(特約を含みます。)の締結の際、当社所定の書面に代えて当社が情報端末に表示した告知に係る事項について、保険契約者または被保険者は、情報端末に表示された告知画面に所要事項を入力するうえで当社に送信することによって、告知することができるものとします。

第4条(主契約等の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主契約および特約の規定を準用します。

第5条(主約款等の読替)

この特約を適用した場合、主約款および特約の契約年齢または性別の誤りの処理の規定中「保険契約申込書に記載された」とあるのを「情報端末による保険契約申込に関する特約に定める情報端末の保険契約の申込画面に表示された」と読み替えます。

保険金直接支払特約

第1条(特約の締結)

- 保険契約者は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の契約日以後、被保険者の同意及び当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
- この特約を主契約の契約日以後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する所定の書類を当社に提出してください。
 - この特約の締結には、保険契約者又は被保険者が、当社指定事業者との間で葬儀又は墓地、埋葬等の財・サービスの提供(以下、「葬儀施行等」といいます。)について見積もり等を実施していることを要します。
 - この特約の付加日は、当社が承諾した日とします。

第2条(当社指定事業者)

当社指定事業者とは、葬儀施行等を行う葬儀事業者又は墓地、埋葬等に係る事業者をいい、当社の定めるところにより指定した事業者をいいます。

第3条(特約の対象となる保険金)

- この特約による当社指定事業者への支払の対象となる保険金は、次のとおりとします。
- 当社指定事業者が請求した葬儀施行等費用が主契約の保険金以上の場合、主契約の保険金。
 - 当社指定事業者が請求した葬儀施行等費用が主契約の保険金未満の場合、葬儀施行等費用。なお、主契約の保険金と

葬儀施行等費用の差額は、保険金受取人へ支払います。

第4条(保険金の請求及び支払指図)

保険金受取人は、主契約の保険金請求の規定に加え、当社所定の保険金支払指図書を当社に提出することにより、当社指定事業者への葬儀施行等費用に充当する保険金の支払指図をすることができます。

第5条(特約保険料)

この特約に対する保険料はありません。

第6条(特約の解約)

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条(特約の解約返戻金)

この特約に対する解約返戻金はありません。

第8条(特約の消滅)

主契約が解約その他の事由によって消滅したとき、この特約も消滅したものとみなします。

第9条(主契約の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合は、主契約の規定を準用します。

団体集金特約

第1条(特約の適用)

この特約は、当社と団体集金契約を締結した会社、事業所、官公庁、組合、連合会等その団体において保険料の一括集金のできる団体(以下「団体」といいます。)の所属員(所属員が事業団体の場合にはその構成員を含めます。以下同じ。)を保険契約者とする保険契約で、その団体を通じてこの特約の適用を申し出たものに適用します。

第2条(保険証券)

当社は、個々の保険証券にかえて一括保険証券を団体またはその代表者に発行することがあります。

第3条(保険料の払込方法(経路))

保険料は、団体を経由して払い込んでください。この場合には、当社は団体から払い込まれた時に、その保険料の払い込みがあったものとします。

第4条(保険料領収証)

団体から保険料が払い込まれた場合には、当社は払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第5条(特約の消滅)

- 次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。
- 保険契約者が死亡し、または団体を脱退したとき
 - 団体集金契約が解約されたとき

第6条(特約が消滅した保険契約の取扱)

この特約が消滅した保険契約は、個別扱の年払または月払の保険契約となります。

第7条(主契約等の規定の準用)

この特約に別段の定めのない場合には、主契約および特約の規定を準用します。

プラス少額短期

検索

プラス少額短期保険株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿5-17-18 H&Iビル

0120-786-765

[受付時間] 平日 9:00 ~ 18:00
(土日・祝日・年末年始を除きます。)

PS202311C-01-03